

無店舗取次店営業届 提出書類一覧		関係法規 通知	備考	
1	無店舗取次店営業届	法第5条第2項 規則第1条の3第2項 市細則第3条第2項	開設者が法人の場合は事務所所在地、名称及び代表者氏名を記入し、社印等を押印すること。	様式あり(Word)
2	業務用の車両の自動車検査証の写し	市細則第3条第3項(4)		提出用をご準備ください
3	登記事項証明書 原本(保健所でコピー) (開設者が法人であるとき)	市細則第3条第3項(2)	直近の内容で3か月以内に発行されたもの。	法務局で取得
4	<p>営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる時は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(1)クリーニング所又は無店舗取次店の名称 (2)クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 (3)従事者数 (4)従事者中にクリーニング師がある場合は、その氏名</p>	規則第2条		提出用をご準備ください
書類提出者の本人確認ができる身分証等(運転免許証、健康保険証、住基カードなど)				
手数料 16,000円				